

隔壁貫通部におけるダクトの防熱に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

隔壁貫通部におけるダクトの防熱に関する事項

改正理由

本会は、管、ダクトなどの甲板又は隔壁の貫通部についての詳細を鋼船規則検査要領 R 編の附属書として規定しており、管については MSC/Circ.1120 の要件と同様に、甲板又は隔壁のいずれかの側に防熱の施工が要求される。しかしながら、ダクトについては、甲板又は隔壁の両側に防熱を施工することが要求される。

このため、ダクトの貫通部について見直しを行ったところ、防火ダンパの設置が要求されない場合については片側の防熱を省略可能と判断されることから、隔壁貫通部におけるダクトの防熱詳細について、関連規定を改めた。

改正内容

隔壁貫通部におけるダクトの防熱に関し、防火ダンパの設置が要求される場合を除き、ダクトの貫通部の片側のみとして差し支えない旨規定した。